

[総 説]

国連・子どもの権利委員会を動かした一つの添付資料—
『子どものからだと心白書』

正 木 健 雄*

(平成12年11月20日受付, 平成12年11月20日受理)

A Data Book Made a Strong Impact on the Committee on the
Rights of the Child/UNITED NATIONS

—The Annual Report of Children Physical and Mental Health—

Takeo MASAKI

本稿は、筆者の所属する「子どものからだと心・連絡会議」における研究が国連・子どもの権利委員会において注目されることになり、日本政府に対する「懸念」と「勧告」に生かされることになった経緯とそこでの議論、さらには残された問題について記述・考察し、われわれの研究方法论について整理するのが目的である。

日本政府から国連への『第2回報告書』の提出は2001年5月である。そして、再び市民・NGOなどからの『報告書』の提出は2002年6月頃となる。それにしても、国連・子どもの権利委員会から出された日本政府『報告書』審査の「最終所見」の学習・検討、そしてその全面的な実践が非常に立ち遅れている。本稿が、これらの事態をいくらかでも前進させることができれば、と考え、少し丁寧に記述し、考察することにする。

1. 国連・子どもの権利委員会へ『市民・NGOからの統一報告書』の提出と審査

国際連合総会第44会期において「子どもの権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child)が採択されたのは1989年11月20日であった。この条約には、20世紀が「子どもの世紀」にならず、「戦争の世紀」で終わることを反省し、21世紀を確実に「子どもの世紀」にしようと、世界の英知が集められた。わが国では、この国際的な約束を1994年4月22日に国会で批准(世界で158番目)し、同年5月22日から国内発効となった。

この「条約」の44条により、これを批准した各国政

府に条約実施について定期的に報告する義務(国内発効後2年以内、以降5年ごとに報告)を課しており、日本政府は1996年5月30日付けで『THE INITIAL REPORT OF JAPAN UNDER ARTICLE 44, PARAGRAPH 1 OF THE CONVENTION ON THE RIGHTS OF THE CHILD』(『児童の権利に関する条約第1回報告書』)を国連・子どもの権利委員会に提出した¹⁾。しかしこの内容は、日本においては子どもの権利に関する問題は存在しないという趣旨のものであり、国民の実感とは一致しないものであった。

そこで、われわれは1996年4月7日に「子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会」(以下、「つくる会」と略す)を結成し、市民・NGOの報告書を各地・各分野で書き、それらをまとめて国連に届ける運動を起こした。

団体と個人から131の『基礎報告書』が作られ、これらを『統一報告書』にする作業を進め、1997年7月1日にジュネーブにある国連欧州本部にこれらの『基礎報告書』(日本語全6巻、英語全3巻)ならびに統一報告書『豊かな社会、日本における子ども期の喪失』(Uniform Report to CRC from NGOs and Citizens, "How to Overcome? The Loss of Childhood in a Rich Society, Japan" Vol. I, II, NCNAR, JAPAN, June 1997)が届けられた²⁾。

筆者は、これらの内、副会長をつとめる「日本子どもを守る会」からの基礎報告書『“豊か”に見える生活の中での子どもの権利』³⁾、議長をつとめる「子どものからだ

* 大学院スポーツ文化・社会科学系、学校体育研究室

と心・連絡会議」からの基礎報告書『子どものからだど心・連絡会議から国連への「子どもの権利についての報告書」』⁴⁾ならびに代表者をつとめる「教育科学研究会身体と教育部会」からの基礎報告書『国連への「子どもの権利条約についての報告書」』「いのちからだ・生きていく力が粗末にされている子ども」⁵⁾の作成,そして『統一報告書』の「健康領域」の作成^{6,7)}に参加した。

政府から国連への『報告書』以外に,国連に提出された報告書は,上記の「つくる会」からのほか,子どもの人権連/反差別国際運動日本委員会からの『子どもの権利条約 日本の課題 95』(1998年,(株)労働教育センター)と日本弁護士連合会からの『子どもの権利条約の日本における実施状況に関する報告書』(子どもの権利条約に基づく第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書,1997年)との3本であった。

これらの報告書が1997年10月14日に国連・子どもの権利委員会において「予備審査」⁸⁾され,1997年10月には日本政府への「質問票」⁹⁾が提出された。この「質問票」への日本政府からの「回答」¹⁰⁾が1998年5月に提出され,1998年5月26日にわれわれ「つくる会」からの事前申し出による「特別予備審査」¹¹⁾が行われ,翌5月27日と28日の第18会期において本審査が行われた¹²⁻¹⁴⁾。そして,会期最後の日6月5日に日本における子どもの権利条約の実施に関する「最終所見」が採択された¹⁵⁻²¹⁾。

これらの経過を振り返り,筆者が司会をして,「つくる会」において市民・NGOの運動を進めてきた中心メンバーで座談会を行ったことがある²²⁾。その際に,事務局長の世取山洋介氏(DCI日本本部)は「最終所見では,競争主義に基づくストレスに起因するいじめ・校内暴力・発達の歪みといったことに対する懸念も示されています。」と紹介し,筆者が「委員は,それぞれの国の詳しい事情を知らないわけですが,私たちの報告をよく読んで分析してくれたと思いますか」と質問したのに対して,世取山氏は「特に健康領域の報告がボディブローとして効いてのではないかと思います。審査の基調をなしています。」と今回の審査と最終所見の核心を紹介してくれた。筆者はこれに続いて「何年も前から,日本の子どもの「健康の危機」ということを訴えてきましたが,しっかりとしたデータに基づく報告がないと説得力がないと思って,データに基づく『子どものからだど心白書』をつくったのです。」と健康領域の資料について紹介したのに対して,世取山氏は「データはよく見ていたようですね。他の国の「勧告」と比べると,一国の教育制度を全体として罵倒しているといってもよい内容で,

その背景にあるのが,健康領域のデータだと思っています。「あなたの国の政策は間違っていますよ。だって,こんなに子どもたちの心やからだがおかしくなっているじゃありませんか」ということですね。」と,われわれが作成した「健康領域」の報告書とその「添付資料」子どものからだど心・連絡会議編『子どものからだど心白書'96』(Japan Children Physical and Mental Health Network:『Annual Report of Children Physical and Mental Health in 1996』)が国連・子どもの権利委員会の認識を作り上げるのに大きな貢献をし,国連から日本政府への「最終所見」で「懸念」と「勧告」を作成するのに大きく役立ったことを教えてくれた²³⁾。

2. 「健康領域」の報告書と添付資料の作成

国連・子どもの権利委員会が目出し,「審査」に当たって活用してくれたと言われている「つくる会」からの「健康領域」の報告書とその「添付資料」を作成するために,われわれは先ず,国連・子どもの権利委員会の健康分野のアドバイザーをしているマーク・ベルシー(Mark A. Belsey, M.D.)氏を探し当てた。氏はWHO(世界保健機関)の「母子保健・家族計画」の部長をしておられた方で,われわれの子どもからだど心・連絡会議が毎年開いてきた「子どものからだど心・全国研究会」の第18回の研究会議(1996年12月14日~15日)に来ていただいて国際シンポジウムを開き,「子どもの健康・発達のために子どもの権利条約を手段として」という講演をしていただいた²⁴⁾。この事業のために,デンマークで当時コペンハーゲン大学医学部医科生化学研究室専任講師の水野真佐夫氏(本学大学院修了)がロンドン・ヒースロー空港までマーク・ベルシー氏を迎えに行ってくれ,成田空港からは当時本学大学院生の清水みどり氏がサポート役を務めた²⁵⁾。

そして,この研究会議終了後に国連への『統一報告書』「健康領域」第3回拡大起草委員会を開き,マーク・ベルシー氏から「NGO報告書に必要なのは,次の二点です。1)子どものからだど心についての全体の状況と問題点をとらえること,2)子どもに関する全ての情報を盛り込んで,ストーリーをつくること」ということ,さらには「NGO自身がどのような到達目標を描くかを明確にする必要がある」,また「政府報告書を……批判する場合には,必ずその根拠となる客観的,科学的なデータを付けて批判して下さい。データを付けることによって,「なぜ」そうなのかが理解できるからです。データは国連・子どもの権利委員会の委員を納得させることができます。」などというアドバイスを受けた²⁶⁾。

「健康領域」の報告書は、当時デンマークに留学中の小川貴志子氏（本学大学院修了）が『基礎報告書』を基に起草し、それをE-mailで筆者に送り、それを起草委員会（委員長・坂本玄子氏。子どものからだと心・連絡会議運営委員・現副議長。当時本学大学院非常勤講師。）にて検討して完成させた集団的な労作であるが、その「添付資料」となった「子どものからだと心・連絡会議」からの『子どものからだと心白書'96』²⁷⁾の作成はこの「白書編集委員会」（委員長・上野純子氏、本学教授）による。

3. 国連・子どもの権利委員会を動かした日本の子どものからだに関する「ある研究」

国連・子どもの権利委員会が日本政府からの『初回報書』を審査した結果採択された「最終所見」の中で、最も中心的な「懸念」「勧告」として注目されたのは、22項「非常に高い識字率により示されているように締約国により教育に重要性が付与されていることに留意しつつも、委員会は、児童が、高度に競争的な教育制度のストレスにさらされていること及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされていることについて、条約の原則及び規定、特に第三条、第六条、第一二条、第二九条及び第三一条に照らし懸念する。委員会は、更に、登校拒否の事例がかなりの数にのぼることを懸念する。」、そしてそれを受けた43項「締約国に存在する高度に競争的な教育制度並びにそれが児童の身体的及び精神的健康に与える否定的な影響に鑑み、委員会は、締約国に対し、条約第三条、第六条、第一二条、第二九条及び第三一条に照らし、過度なストレス及び登校拒否を予防し、これと闘うために適切な措置をとるよう勧告する。」であった²⁸⁾。

筆者はここで表現されている「用語」から、子どもの権利委員会が目指したのは、少なくともわれわれの「子どものからだと心・連絡会議」から提供した添付資料『子どものからだと心白書'96』の中の「ある研究」であると予想した。それはすなわち、22項で「児童が発達障害にさらされている」という表現の原文が「children are exposed to developmental disorders」であること、また「登校拒否がかなりの数にのぼること」という表現の原文が「the significant number of cases of school phobia」となっていたからである²⁹⁾。

3.1 「developmental disorders」ということについての認識

まず、国連・子どもの権利委員会からの「最終所見」で懸念している「児童が……発達障害にさらされている

こと」については、日本政府からの『報告書』には記述はない。

この問題を子どもの権利委員会における日本審査で取り上げたのは、イタリアのフランチェスコ・パウロ・フルチ (Paolo Francesco Fulci) 委員であった。フルチ氏はイタリアの外交官で、国連ニューヨーク本部駐在イタリア大使、国連安全保障理事会の理事長を歴任された方である³⁰⁾。フルチ委員は5月28日の午前の部における51番目に次のように発言した。

「第6条の生存と発達に関してですが、日本で乳児死亡率と伝染病感染が劇的に低下したことは満足のいくものです。子どもの健康水準は短期間に大幅に改善されました。しかしある研究によると、日本では神経システムの発達にゆがみが生じる子どもが多くなっているそうです。環境やライフスタイルの変化が子どもに多大なストレスを与えていることは、日本だけの問題ではありません。しかし日本では入学試験など激しい競争ゆえにそういう状況が更に激化しているように思われます。調査によれば、小学校男子の65%、女子の86%が塾に通い、そのため睡眠時間の不足に悩まされているということです。これは本当なのでしょうか。ストレスと疲労のために子どもの神経システムの発達にゆがみが生じているのでしょうか。この現象に関してデータをお持ちでしょうか。また何か取り組みを行う予定はあるのでしょうか。」(傍点筆者)

ここでは「神経システムの発達にゆがみ」と発言しており、「最終所見」で「developmental disorders」と記述している事柄は、実は「神経系の発達不全」の問題を懸念していたことが分かる。(子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約のこれから』のp.276では、この部分を「しかしながら、一部の研究によれば、日本では子どもが神経系の発達に関して障害を持つ傾向がますます強まっています。」と訳している。傍点筆者。)

これに対して、日本政府代表の厚生省児童家庭局企画課長の後藤忠治氏は59番目の発言で「まず、日本の子どもたちにストレスによる神経発達障害が増えているか、データがあるのかというご質問がございましたが、正確な統計はございません。今後の研究課題かと思えます³²⁾。」(傍点筆者)と回答している。このことから、フルチ氏が「ある研究」として取り上げたのは、政府の認識外の「研究」であることが分かる。

ところで、この「研究」に対応するのは、われわれ「つくる会」からの報告書の、Chapter VI-1「HEALTH」(Basic Health and Welfare—1) A. Summary of Actual

Situation of Child Health in Japan 3. Development of Child Health in Japan
の中で「Some studies have shown that Japanese children tend to suffer developmental disorders of the autonomic nervous system such as faulty regulation of body temperature and faulty regulation of blood pressure.」(Vol. I, p. 113) という部分である。われわれは、この文章の中でこの“developmental disorders”ということばを使用した。しかし、われわれはこの“developmental disorders”というコトバを「最終所見」の政府訳などのように「発達障害」という意味で使っていない。われわれ「つくる会」からの日本語の報告書では、この部分は次のようになっている。

A 序文, 2 「日本の子どものからだと心の特徴」

「さらに発達については、日本の子どもの特徴的現象として「体温調節機能」や「血圧調節機能」などの自律神経系の未発達な状況が報告されている。」

このように“disorders”というのは「発達障害」という意味ではなく「未発達な状況」、すなわち“これまでのように発達しなくなっている”という意味の“disorder”であった。しかもその“disorder”が「体温調節機能」や「血圧調節機能」などの発達不全として発見されているので、“disorders of the autonomic nervous system”と“複数形”で表現されているのである。そして国連・子どもの権利委員会も、これを“複数形”で表現することに最大限の注意を払っていたことが分かる³³⁾。

3.2 国連・子どもの権利委員会の審査でフルチ委員が取り上げた「ある研究」について

子どもの権利委員会における日本政府からの第1回報告書の審査においてフルチ委員が取り上げた「神経システムの発達にゆがみ」という“ある研究”は、少なくともわれわれの「子どものからだと心・連絡会議」から提供した添付資料『子どものからだと心白書'96』の中の「血圧調節良好群出現率の加齢的推移」(図1)の研究である、と筆者は予想した³⁴⁾。

これは、筆者の恩師の福田邦三先生がかつて、疲労が脳幹に及んだ場合に「体位血圧反射」が不良になることに着目し、この「体位血圧反射」法を疲労判定法として提案されていた³⁵⁾。この方法を用いて、猪飼道夫氏らが1950年代に子どもや青年・成人の「血圧調節機能」の状況を調査されていた研究がある³⁶⁾。この結果は、図1の「1956年値」である。

筆者らは、1982年に神奈川県教育委員会から委託を受けて、この福田の方法ならびに猪飼らの判定基準を用いて、小学4, 5, 6年生男女227名に対して調査を行ったが、「血圧調節良好群」が1956年の頃と比べて2/3～

1/2にも減少しており、驚かされた³⁷⁾。そこで、この調査対象校のうちの1校について、1983年に小学1～6年までの男女計250名について同様の調査を行ったが、この結果はさらに悪いものであった³⁸⁾。その後、1984年5月から1985年10月にわたり、3歳から17歳まで、延べ男子1,215名、女子1,172名、合計2,387名について同様の調査を行った。この結果は図1の「1984年値」である³⁹⁾。

図から分かるように、1950年代における「血圧調節良好群」は小学生で6割程度いたものが、加齢とともに増加し、青年・成人では9割程度になるというように、この「血圧調節機能」が普通の生活をしている中で自然に発達するということが予想できる結果であった。ところが、1980年代におけるこの「血圧調節良好群」は小学生で3～4割、中学生で3割、高校生で3～4割という結果であり、このような「自律神経系」の良好な者が非常に少なくなっていることを確かめることができた。

ところが、この「血圧調節機能」が普通の生活をしている中で自然に発達するという可能性はほとんどない、ということを実感させる結果は人類が初めて遭遇する事態であり、人間発達にとって重大な事態であると考え、危機感を抱いた。その後、1990年代における同様の調査は、藤岩秀樹氏(本学大学院修了)が中心になって精力的に進めてくれている。これらの結果は図1における「1995年値」で示されているが「血圧調節良好群」はさらに少なくなっており、全体的に2割以下という水準であり、極めて深刻な状況である^{40), 41)}。

さらに筆者らは1999年4～5月に中国において子どものからだの調査を実施する機会に恵まれ、これまでのわが国での調査結果と比較することができた⁴²⁾。中でも、この「血圧調節良好群」はわが国の子どもの割合とほぼ同じ水準であり、中国の子どもたちにも日本の子どもたちと同じからだの変化が進行していることを予想させ、不気味であった。

われわれがこのような「自律神経系」の機能の変化、中でもその「血圧調節機能の発達不全」を探り当てることができたのは、1978年に学校現場で実感されている子どもの「からだのおかしさ」についての全国調査を実施した際に、大都市の中学校で“最近目立つ”として最も多く実感されていた事象が「朝礼でバタン」であったことに導かれて事実調査を行ったからであった^{43), 44)}。また、われわれの学校体育研究室ではそれ以降ほぼ5年に1回このような保育や教育現場での「実感調査」を実施してきているが、子どものからだの変化はこれらの“からだの発達不全”と“からだの不調”の方向に確実に進

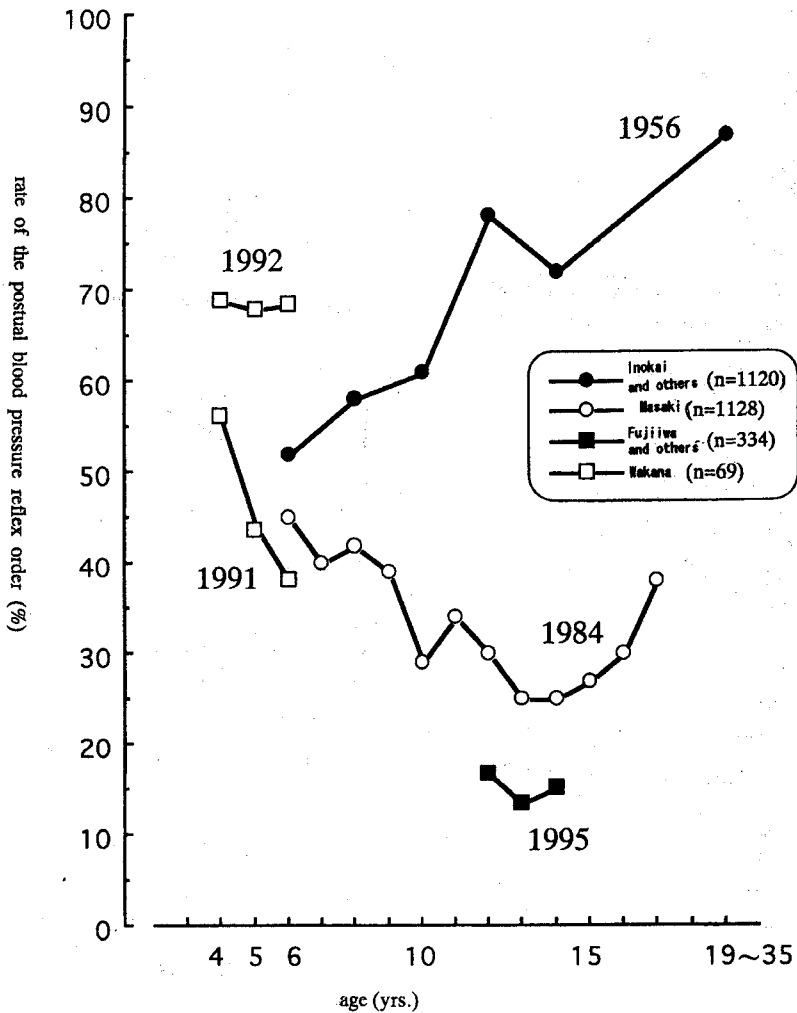


図1 血圧調節良好群出現率の加齢による推移。
 Aging trend of blood pressure regulation function.
 (by Japan Children Physical and Mental Health Network: Annual Report of Children Physical and Mental Health in 1996) (图中 Inokai は Ikai の誤り)

行している⁴⁵⁾。このようなこれまでの研究経過を振り返り、保育や教育現場での“実感”は長年にわたって多くの子どもたちを指導してこられた中での変化の実感であるだけに、それらは子どもの“変化”に対して極めて感度のよい“アンテナ”であることに確信を深めており、今後“子どもの変化”についての研究に当たっては、さらに意識的にこの保育や教育現場における“実感”を活用する必要がある、と考える。

3.3 「子どもの権利委員会の理解」と「この研究」の到達点との相違ならびに今後の研究課題

国連・子どもの権利委員会から日本政府への「最終所

見」では、「児童が、高度に競争的な教育制度のストレスにさらされていること及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされていることについて懸念する」としている。しかし、われわれの「この研究」の到達点では、自律神経系の発達不全の内の、とくに血圧調節機能の発達不全については、「高度に競争的な教育制度のストレスにさらされていること」が根本の原因であるとは考えていなかったという認識の相違がある。

われわれは、この「血圧調節機能」が良好な者は「一日に一回は汗をかくくらい運動をしている」者が多く、

また「夜10時ころまでに寝た」者に多いことから、「運動」や「睡眠」が大きく関係するものと考えてきた。したがって「その結果として余暇、運動、休養の時間が欠如していることにより」という直接的な原因については国連・子どもの権利委員会と認識が一致しているが、そのような原因が何によって生じるのか、という間接的な原因については必ずしも認識が一致していない、と考える。

われわれは、「高度に競争的な教育制度」もこの重要な原因とは予想できるが、わが国のもっと大きな「豊かな国」の社会」という何でも便利になりすぎてしまっただけを働かせなくても生存していける文明的な生活環境が子どもたちの植物的・動物的な諸機能の発達をも遅らせている、と考えている。この点は、21世紀に持ち越す研究課題である。

4. 国連・子どもの権利委員会が目指した日本の子どもに関する「もう一つの事実」

次に、国連・子どもの権利委員会から日本政府報告書審査の「最終所見」の22項と43項において「学校嫌い」(文献30)のp.276, p.279)とか、「学校忌避」(文献32)のp.207, p.214)と訳されている「School phobia」の数が“the significant number”(「看過できない数に上っている」文献30)のp.276とか、「相当数にのぼる」文献32)のp.207)であると指摘されていることについて考える。

4.1 日本政府からの「報告書」における記述と「最終所見」の表現との関連

日本政府から国連への『児童の権利に関する条約第1回報告書』では、「VII. 教育、余暇及び文化活動」の「A. 教育(含む職業指導)(第28条)」(f. 定期的な登校の奨励)パラグラフ223として「一方、主として心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない(病気や経済的な理由によるものを除く)状況にある、いわゆる登校拒否の児童生徒数が年々増加している。」(p.80)と記述している。そして、この“いわゆる登校拒否”ということをも英文の報告書『THE INITIAL REPORT OF JAPAN UNDER ARTICLE 44, PARAGRAPH 1 OF THE CONVENTION ON THE RIGHTS OF THE CHILD』(p.83)では「the so-called school phobia」と表現している。

したがって、国連・子どもの権利委員会からの「最終所見」でこの問題について「School phobia」と表現して懸念と勧告をしていることは、政府報告のこの問題に大

きな関心を示したことを物語っている。

4.2 文部省の見解の前進に対応していない「school phobia」という表現

筆者は、日本政府からの『報告書』において、この問題を“so-called”とは言え“phobia”ということばで表現したのは間違いではなかったのか、と考える。それは、この“phobia”ということばは「病的恐怖」とか「恐怖症」という精神的な病的な状態を意味していることばである。ところが、このことばで表現してしまうと、文部省が1992年に到達した次のような認識から大きく後退する表現になってしまうからである。

それは、日本弁護士連合会『子どもの権利マニュアル』「IV 文部省・学校の登校拒否に関する姿勢の問題点」の「1 文部省の登校拒否に関する見解」が明快に説明してくれている。それによれば、「文部省は1992年3月「登校拒否(不登校)問題について一児童生徒の心の居場所づくりを目指して」という答申⁴⁶⁾を出し、次のように定義した。すなわち、「登校拒否とは、何らかの心理的・情緒的・身体的・あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)をいう」。

「さらに、登校拒否問題への対応の基本的視点として、「登校拒否はどの子にも起こりうるものである、という視点に立って登校拒否をとらえていくことが必要である。すなわち現在元気に通学している児童生徒も、さまざまな要因が作用して登校拒否に陥る可能性をもっているという認識をもつことが、登校拒否の予防的観点からとくに必要になってくる。登校拒否は特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるといったパターン化して予測されるものではなく、児童生徒がある程度共通して潜在的にもちうる『学校へ行きたくない』という意識の一時的表出として登校拒否となるケースもある」とし、今までの見解を大きく転換した。」と解説している。

その上で、同書は「用語の問題について、文部省は『『学校に行かなければならない』とわかっていてもいけない』という状態は、必ずしも登校を拒否しているわけではないため、それを含めたものを「登校拒否」という言葉で表わすことは適当ではないとの考え方がある。このため、近年、広く学校へ行けないあるいは行かない状態をさすものとして「不登校」という用語が用いられることがある」とし、当面は「登校拒否(不登校)」と呼ぶこととする」とした。その後、マスコミを中心に、「不登校」という用語が一般化していった。」というその後の状況

変化を紹介している。

文部省がこのようにこの「問題」についての認識を発展させ、表現を訂正してきているのであるから、「いわゆる」とはいえ“shool phobia”ということばを使ってしまうと、この問題の正しい認識を後退させてしまうことにならないか、ということを書者は懸念するのである。しかし、筆者にはこれをどのような英語で表現すればいいのか、直ちに解答は出せないが、次の『報告書』にはよく検討して適切な表現を使う必要がある、と考える。

4.3 NGOからの『報告書』における「この問題」についての認識

ところで、この日本政府からの『報告書』で“いわゆる登校拒否”と表現されている事象を、それぞれのNGO報告書ではどのように認識し、表現したのかを見ておきたい。

A) 「つくる会」の『報告書』における「この問題」についての認識と表現

われわれ「つくる会」の『報告書』では、「この問題」は「第1部 学校において子どもの権利は尊重されているか」の「四 硬直的な学校教育システムが生み出している問題」の「1 登校拒否・不登校」⁴⁷⁾において詳しく記述されているが、同部の「はじめに」の中で「4 日本の学校教育が抱えている問題」の「(3) 硬直的な学校教育システムが生み出している問題」で「②登校拒否・不登校」として表現しており、文部省が1992年に到達した表現を採用しているかに見える。ところが、その内容では「この問題」についての記述は次のようになっている。

「学校が学力競争および「良い子競争」という競争の雰囲気や抑圧の雰囲気に一元化され、子どもの人間的成長を保障する学習環境とは程遠いものとなっているために、学校を意識的または無意識的に拒否する子どもの数が増加し、義務教育段階では文部省の不正確な統計だけでも約8万人の子どもが登校を拒否している。その大部分の子どもに成長の場が保障されていない。」(p. 42)

このように、「この問題」は“学校を拒否している”事象という認識であり、文部省が到達した認識以前のところにあることが分かる。

そして、英文の報告書(Uniform Report to CRC from NGOs and Citizens, “How to Overcome? **The Loss of Childhood in a Rich Society, Japan**” Vol. II, p. 177, NCNAR, JAPAN, June 1997)では、これがさらに「School Refusal」(学校拒否)という表現になっており、その当否はともかくとして、まさにこの『報告書』の認識を正確に表現したものになっている、といえる。

B) 「子どもの人権連」らの『報告書』における「この

問題」についての認識と表現

一方、子どもの人権連/反差別国際運動日本委員会からの報告書『日本の課題 95』では、「VII. 教育・余暇・文化活動」の(69)に「不登校」と表現して「この問題」を取り上げており、文部省が1992年に到達した表現を乗り越えて、一般的な表現を採用しているかに見える。ところが、その内容では「この問題」についての認識と記述は次のようになっている⁴⁸⁾。

「小学校の全児童の0.24%、中学校の全生徒の1.67%が不登校をしている。その背景には公教育の場におけるさまざまな人権侵害があり、通学の強制は子どもの最善の利益や生命・生存・発達への権利を損なうものである。」と問題状況と問題点を指摘し、(1)「不登校の増加」として「政府報告書は「いわゆる登校拒否の児童生徒数が年々増加している[223]ことを認めながら、……(中略)……しかし、1996年度に関する文部省の調査によれば、「学校ごらい」を理由に年30日以上学校を欠席した子どもは小学校で約1万9千人(全児童の0.24%)、中学校で約7万5千人(全生徒の1.67%)にのぼっており、過去最高である。不登校の子どもが「情緒障害」などと診断され、病欠扱いされることが多いことも踏まえれば、この数字はさらに多くなると考えられる。」と解説している。そして(2)「不登校の原因としての公教育」では、「政府報告書は、不登校の原因を「主として心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景」とする[223]。しかし、このレポートが各項目で指摘するように、学校においては教員による身体的・精神的暴力、いじめ、過剰な校則、学力競争や受験競争による精神的圧力を始めとするさまざまな権利侵害が生じているのであり、それが不登校の増加の大きな原因になっているのは明らかである。不登校の増加は、こうした状況に対する子どもたちの意識的・無意識的な異議申立てとして理解されなければならない。」として、“不登校”という表現を使いながら学校のある状況に対する“異議申立て”という「拒否」に近い事象として理解されているのである。

しかしながら、この英文の報告書『The Convention on the Rights of the Child: 95 Issues to be Solved in Japan』(NGO Report to the U. N. Committee on the Rights of the Child)(Coordinated by Federation for the Protection of Children's Human Rights/International Movement Against All Forms of Discrimination and Racism—Japan Committee (IMADR-JC), October 1997)では、これが(69)「Non-attendance at School」(p. 207)と表現されており⁴⁹⁾、正に「不登校」ということをそのまま表現したものになっているのである。

C) 日本弁護士連合会の『報告書』における「この問題」についての認識と表現

また、日本弁護士連合会の『報告書』では、「VII. 教育・余暇・文化活動」の「D 不登校及び中途退学」において「1 定期的な登校の奨励と不登校の増加」と表現して「この問題」を取り上げており、文部省が1992年に到達した表現を乗り越えて、一般的な表現を採用している。そして、その内容では「この問題」についての認識と記述は次のようになっている⁵⁰⁾。

「(1) 定期的な登校の奨励と不登校の増加

437. 日本では、学校教育体制は形のうえでは整備され、保護者に子どもが就学すべき学校を指定して就学義務を課すとともに、学校への出席状況が良好でない場合には保護者に出席を督促を行うことになっている。

438. それにもかかわらず、日本において「学校ごらい」を理由に学校を欠席する、いわゆる不登校（登校拒否）の子どもたちの数は、年々増加する一方である。文部省の調査結果によれば、「学校ごらい」を理由に30日以上小・中学校を欠席した子どもの数は、次のとおりとなっている。（91年度から95年度までのこの実数と全児童・生徒に対する割合を掲載）

439. 従来、文部省は、50日以上「学校ごらい」による欠席者について調査していたが、長期欠席となる前に対応する必要があると指摘されて、1991年度より30日以上として調査することにした。しかし、全体の児童・生徒数が減少しているにもかかわらず、50日以上欠席者についてみても、10年前の1984年度と比較すると、小学生は3倍以上、中学生はほぼ倍増している。このように、不登校の低年齢化が強まっているうえ、中学生の不登校は、30日の場合も50日の場合も、小学生の約4倍以上になっており、事態は年々深刻化している。

440. さらに、「病気」を理由とする長期欠席が、1991年度においても約8万人いるが、不登校に対していろいろな「病名」がつけられていることからすると、文部省の数字は実態を正しく反映しているか疑問がある。また、出席していても、心の中では学校に背を向けている「潜在的拒否者」も相当な数にのぼると推測されている。生理学的・医学的にも、不登校には、学校生活の「過労死状態」が認められる、との指摘もある。」

以上のように、日本弁護士連合会は文部省が1992年に「この問題」についての見方を転換したことを十分に意識し、その見方の変化にかみ合わせて「この問題」を

議論しているところは注目に値する、と筆者は考える。

さらに、日本弁護士連合会からの英文の報告書『REPORT ON THE IMPLEMENTATION IN JAPAN OF THE CONVENTION ON THE RIGHTS OF THE CHILD』(JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS (JFBA), JUNE 1997)では、「この問題」すなわち「不登校」を「Non-attendance at School」(p. 106)と表現しており、子どもの人権連等と同様の表現となっているのである。

4.4 “significant”という表現に込められた意味

「この問題」すなわち「不登校」の子が年々増加しているという事態は、子どもの学習する権利、発達する権利、保護される権利の保障という意味から心配され、先日もNHKスペシャル⁵¹⁾として問題にされてきた。「この問題」は、2000年8月に文部省から発表された学校基本調査速報でも、年間30日以上長期欠席者が小・中学校合計で13万人を超え、「過去最高」と報道された。このように「この問題」は年々増加し続けており、残念ながらこの増加傾向を食い止めることができない現状である。

「この問題」を抱えている子どもにとっては一人ひとりが大変な事態であり、一人ひとりの事情に合わせた丁寧で暖かい対応が求められている。したがって、「この問題」がどこまで増加した段階で政府が取り上げるべきか、というような事柄ではないことは言うまでもないことである。

しかし、国連・子どもの権利委員会があえて“significant”ということばを使って「この問題」について“懸念”し“勧告”しなくてはならないと考えたのか、ということについてここでは考えてみたい。それは、「この問題」が年々多くなって来て、ある水準を突破したからという意味ではなく、なぜこのような増加傾向が食い止められずに年々増加させてしまったのかについて、“子どもの権利”という立場から本気で取り組むべきではないのか、という意味で「最終所見」の43項では、「the Committee recommends the State party to take appropriate steps to prevent and combat excessive stress and school phobia in light of articles 3, 6, 12, 29 and 31 of the Convention.」とあえて“combat”という表現でこの事態を何とかすべきではないのか、ということに訴えたかったのであろう、と筆者は想像するのである。

この“combat”という表現に対して、「登校拒否」「不登校」をしている子どもたちを何としても学校に連れて行くように「闘う」という提案として、国連・子どもの

Mental Health

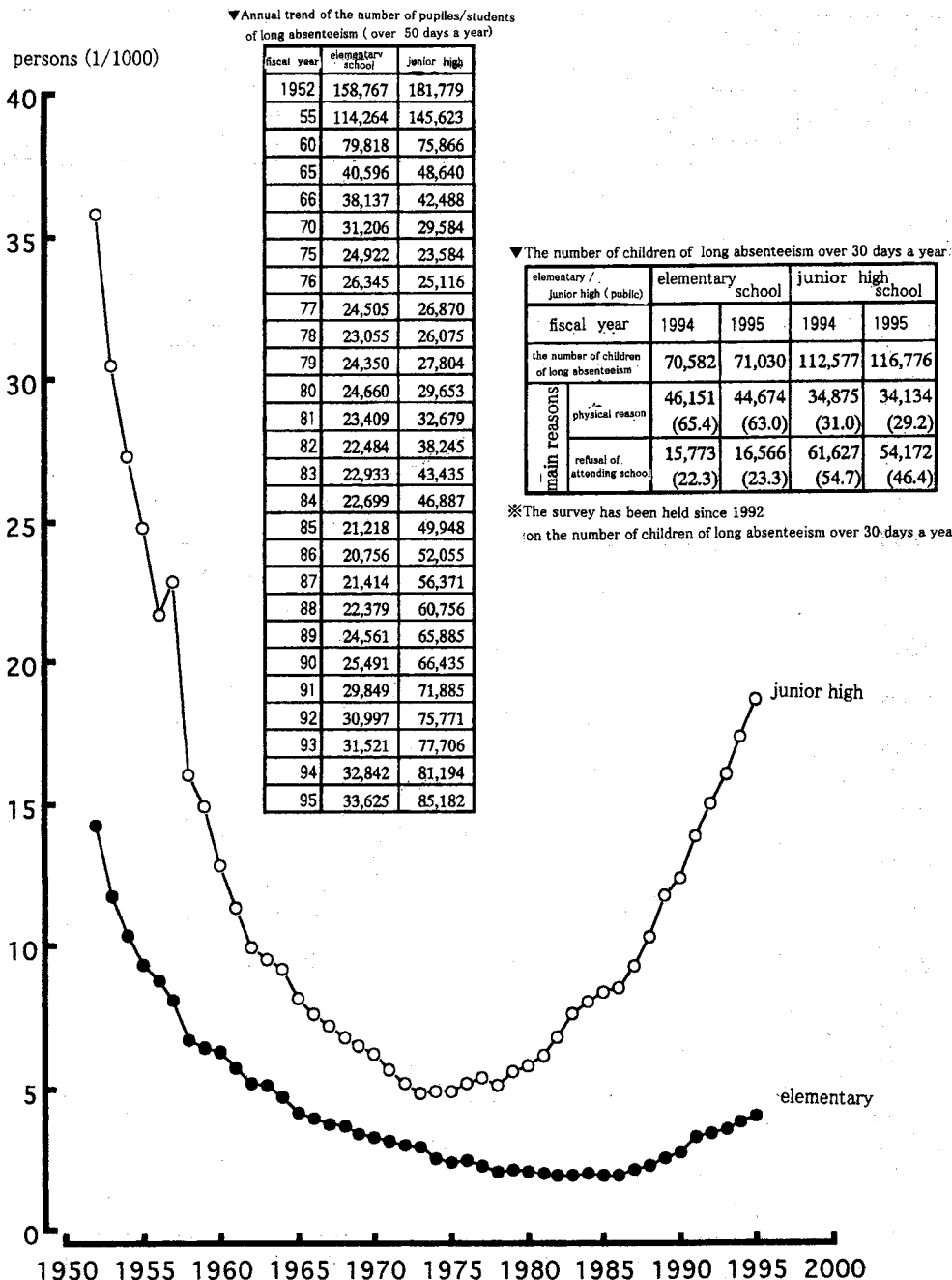


図2. 学校長期欠席児童・生徒の割合の推移 (年間50日以上欠席者) (出典は同前)
 Annual trend of a long absenteeism in school/(an absentee of over 50 days)
 (Ministry of Education, Science and Culture: The Basic Surveillance of School, the value of 1995 was from the Quick Report of Basic Surveillance of School.)

権利委員会からの「最終所見」に不快感を表わす意見があった。しかし筆者は、「最終所見」の22項で“significant”ということばが使われていたので、それを受けて勧告することとしては、子どもを学校に強制的に連れて行くという方法として「闘う」という意味ではなく、この事態を「もう何とかしなくてはいけない」という意味での“combat”（闘う）であると理解して、このことばが使われたことに格別不快感を抱くことはなかった。

このように考えると、「最終所見」の22項で使われた“significant”ということばはとても重い意味で使われていることになる。

ところが、日本政府からの『報告書』のパラグラフ223でも、またNGOなどからの『報告書』においても、いずれも文部省の発表した「この問題」についての「記述統計」の数値を使っている。このような「記述統計学」には“significant”（統計的に“有意”）ということばはない。したがって、そのような概念もない。

この“significant”ということばは、「推測統計学」で使われることばで、「統計的に“有意”である」というように、事態がある判断を下す水準に達したことを示すことばである。したがって国連・子どもの権利委員会では、「この問題」はもうこれ以上放って置けない水準に達している状況であると認識したので、この“significant”ということばが使われた、と筆者は考える。そして、国連・子どもの権利委員会をそのような現状認識に到達させたのは、われわれ「つくる会」から提出した『統一報告書』の添付資料『子どものからだと心白書'96』の中の「学校長期欠席児童・生徒の割合の推移（年間50日以上欠席者）」という図2の「研究」(p.60)であった、と筆者は予想しているからである。

われわれは、文部省から発表されている“記述統計”の「学校長期欠席児童・生徒」（年間50日以上欠席者）の数値を全児童・生徒数で割って、全児童・生徒数1,000人について何人の「学校長期欠席」者がいるのかという値を求めてグラフにしたが、このグラフの縦軸を大きく伸ばして、1950年頃中学生では1,000人中35人ととても多かったが、年々減少して1973年には1,000人中5人にまで減少していたにもかかわらず、何故か1974年から減少傾向がなくなるという転換点があり、1979年から増加の一途をたどり、この傾向が一向に止まらない、ということが明瞭に分かるようにした。このようにして、誰が見ても「この問題」は何ともしなくてはならない、と分かるようなグラフを作成したのである。そして、このグラフに子どもの権利委員会は注目してくれた、と筆者は考えるのである。マーク・ベルシー

氏が「データは国連・子どもの権利委員会の委員を納得させることができます」と言ってくれたことが、現実におこったのだ、と筆者は考えるのである。

これは、研究方法論として考えると、“記述統計”の数値を使って、“推測統計”的な判断ができるように表現を工夫するということになる。このように「不登校」が年々法的に増加していく原因は今のところ突き止められないでいるが、1974年から何かが変わり、1979年から一気に変わっているのは何か、ということが分かれば、この原因が突き止められ、解決の糸口がつかめることになる。あるいは、何らかの取り組みによって、この“法的な”増加傾向に変化を起こすことができれば、実践的にこの原因に近づき、そして解決の糸口をつかむことができるのである。このようなことが推測できるグラフを作り上げるということも、“変革”の科学にとっては重要なことである。

4.5 今後の課題にしたいこと

1) 国連・子どもの権利委員会から日本政府『報告書』審査の「最終所見」の中で、われわれの研究にかかわるところが取り上げられたと考えられることから、これらの経緯と関連、そして残された課題について考察してきた。関係する「最終所見」の22項と43項について、少なくともこの程度の考察が必要であった。この中で、「最終所見」が突きつける大きな研究課題も自覚できた。

中でも、わが国の子どもたちが抱えている「ストレス」状態がどこからくるのか、それはわれわれが突き止めた「からだの不調」ということと一致する事象なのかどうか、そしてそれらは一体激しい教育制度からくるものなのか、それとも生活の中の物理的・化学的な原因からくるものなのか、あるいは身体的な運動不足という生理的な原因が「ストレス」状態を起こしやすくさせるのか、などを疫学的に、そして実践的に明らかにしなくてはならない。また、これらの諸原因と「ストレス」状態との関連、そして「ストレス」状態が神経系の不調や発達不全にどのように関係するのかも明らかにしなくてはならない、という研究課題が突きつけられたと考えている。

この他、日本の子どものからだと心の変化を幅広く探り、その中の「問題」が明確に読み取ることができるようなグラフを作成して、国際的にも通用する『子どものからだと心白書』にしていける努力をさらに進めていくという課題も意識できた。

2) 「不登校」についての指標として、文部省では「年間30日以上欠席者」と「年間50日以上欠席者」の数値が集計されている。長期欠席となる前に対応する必

要があると指摘されて、1991年度より前者が加えられた、という。それはそれで必要なことであつたろうが、「この問題」の実体をとらえるために、また「取り組み」の成果を確認するためには、どのような「指標」が適当なのか、ということも検討する必要がある、と考える。ところが、このような「指標」についての検討無しに、文部省は2000年(平成12年)度の学校基本調査の統計から後者の「指標」を省略してしまった。

「最終所見」31項では、「委員会は、締約国に対し、条約のあらゆる領域に対応し、かつ、さらなる行動が必要とされている分野の特定および達成された進展の評価を促進する目的で、データ収集および細分化された適切な指標の特定のためのシステムを発展させるための措置をとるよう勧告する⁵²⁾。」とされており、この勧告を誠実に実行することを考えるとすれば、「この問題」の解決のためにはどのような「指標」が必要なのかについての検討が望まれる⁵³⁾。

3) さらに、「この問題」の実体を表現する英語として政府報告書が使った「school phobia」は適当でないばかりか、「つくる会」が使った「School Refusal」も必ずしも適当ではない、と筆者は考える。

学校に行った方がいいか、どうかという議論はさて置き、とにかく学校に行っていないという事象を表現することはとしては、日本弁護士連合会や子どもの人権連等が使用した「Non-attendance at School」が今のところ一番事象を表現していると考えられる。次の『報告書』の提出までには、この表現問題が前進するよう議論を進める必要がある、と考える。

4) われわれは、本研究の成果を国際的に報告することを計画し、2001年7月15日からフランスのパリ市で開かれる第17回健康教育世界会議(XVIIth World Conference of the International Union for Health Promotion and Education)において「THE SIGNIFICANCE OF ESTABLISHING A GLOBAL NETWORK FOR HEALTH PROMOTION IN CHILDREN AND YOUTH」(青少年のヘルスプロモーションのために世界規模のネットワークをつくることの重要性)として発表の申し込みをした(発表者は正木健雄、上野純子、阿部茂明、小川貴志子、坂本玄子)。ここでは、国連・子どもの権利委員会が子どもの健康についての「問題」を認め、政府に対して“懸念”“勧告”をするような確実な「証拠」が各国の各領域である筈であり、それらを健康教育国際連合の事業として世界規模のネットワークを構築し、世界各国から子どもの健康に関する情報を集めて蓄積し、われわれが作っている『子どものからだと心白書』

のような『子どもの健康世界白書』を毎年刊行することを提案している。

今後、子どものからだと心の変化がますます進行し、“危機的”な状況になりつつある秋、われわれはこれらの「変化」の中のどれかを食い止めるために、国際的な取り組みの成果に学び、人類の知恵からも学ぶために、世界中にある「証拠」を集め、「証拠に基づいたヘルスプロモーション」(Evidence based Health Promotion)を推進する一翼を担いたいと考えている。

文 献

- 1) 市川昭午、永井憲一監修:『子どもの人権大辞典』pp. 321-323, 株式会社エムティ出版(東京, 1997).
- 2) 世取山洋介:「つくる会」での運動の成果と教訓—事務局から—, 『子どものしあわせ』1997年10月臨時増刊号「子どもの権利条約PART4 市民・NGOの報告書を国連に!」, No. 552, pp. 44-47, 草土文化(東京, 1997). (この『臨時増刊号』の編集責任者は筆者, 編集実務者は当時本学大学院生の野田 耕氏である。また、筆者は日本子どもを守る会からの「つくる会」事務局スタッフとして役割を果たした.)
- 3) 日本子どもを守る会: 日本子どもを守る会から国連への「子どもの権利についての報告書」 「豊か」に見える生活の中での子どもの権利 (1996. 12. 8.), 『子どものしあわせ』(前掲書), pp. 92-99. これを執筆した筆者の「まとめ」は「日本子どもを守る会から国連への『報告書—“豊か”に見える生活の中での子どもの権利—』をまとめて」, 『子どものしあわせ』(前掲書), pp. 68-69, (1997). (子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会編『子どもの権利条約 市民・NGO報告書基礎報告書III』, pp. 178-188, 1997. ならびに Japanese Society for the Protection of Children: “Report on the Children’s Rights” from the Japanese Society for the Protection of Children to the United Nations—Children’s rights in seemingly “rich” society—, Japan National Coalition Group of NGOs and Citizens for Preparing the Alternative Report on the Convention on the Rights of the Child; Collection of Basic Reports to CRC From NGOs and Citizens, Vol. II, pp. 249-263 (1997) に所収)
- 4) 子どものからだと心・連絡会議: 子どものからだと心・連絡会議から国連への「子どもの権利についての報告書」, 『子どものからだと心白書’97』pp. 2-6 (1997) (子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会編『子どもの権利条約 市民・NGO報告書 基礎報告書V』, pp. 99-102 (1997). ならびに Japan Children Physical and Mental Health Network: From Japan Children Physical and Mental Health Network the

- United Nations Report Pertaining to the Rights of Children, Japan National Coalition Group of NGOs and Citizens for Preparing the Alternative Report on the Convention on the Rights of the Child; Collection of Basic Reports to CRC From NGOs and Citizens, Vol. III, pp. 35-39 (1997) に所収。この連絡会議の事務局長は本学助教授・学校体育研究室主任の阿部茂明氏。)
- 5) 教育科学研究会身体と教育部会：教育科学研究会身体と教育部会からの基礎報告書『国連への「子どもの権利条約についての報告書」「いのちとからだ・生きていく力が粗末にされている子ども」(子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会編『子どもの権利条約 市民・NGO 報告書基礎報告書 VI』, pp. 1-7 (1997)). ならびに Association for Scientific Education Study—Physical (Situation が抜けている一筆者・注) and Education Circle: Children whose “Life and Body” and “Power to Survive” are Slighted, Japan National Coalition Group of NGOs and Citizens for Preparing the Alternative Report on the Convention on the Rights of the Child; Collection of Basic Reports to CRC From NGOs and Citizens, Vol. III, pp. 169-203 (1997) に所収。この執筆を担当した水田嘉美氏(この部会の事務局長)は「子どもは好きなスポーツでなぜ死ぬの？」に心を痛めて、国連への報告書を書いて「子どものしあわせ」前掲書, pp. 64-65 に執筆。
 - 6) 小川貴志子：国連への『統一報告書』「健康領域」を起草して、『子どものしあわせ』前掲書, pp. 76-77 (1997)。
 - 7) 坂本玄子：声を集め、チエを集めて—『統一報告書』「健康領域」拡大起草委員会、『子どものしあわせ』前掲書, pp. 78-79 (1997)。
 - 8) この様子は「子どもの声は国連に届いたのか〈国連予備審査〉」「子どものしあわせ」1998年10月臨時増刊号「子どもの権利条約 PART5 子どもの権利と国連—子どもの世紀へ」, No. 566, pp. 10-26, 草土文化(東京, 1998) に紹介されている。(この増刊号の編集担当は筆者。)
 - 9) List of issues to be taken up in connection with the consideration of the initial report of Japan (CRC/C/Q/JAP.1, 22 October 1997)
 - 10) 児童の権利に関する条約第一回報告書審査「児童の権利委員会からの質問に対する回答」(日本語仮訳), 平成10(1998)年5月。(これらについては、世取山洋介：資料「日本政府への質問票と回答〈解説〉」『子どものしあわせ』前掲書, pp. 32-36 (1998) で紹介・解説されている。)
 - 11) 資料「子どもの権利条約」関連年表、『子どものしあわせ』前掲書, p. 72 (1998)。
 - 12) この様子は「私たちの声は国連に届いたのか〈国連本審査〉」「子どものしあわせ」1998年10月臨時増刊号「子どもの権利条約 PART5 子どもの権利と国連—子どもの世紀へ」, No. 566, pp. 38-63, 草土文化(東京, 1998) に紹介されている。
 - 13) 子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編：子どもの権利条約のこれから、エイデル研究所(東京, 1999)。
 - 14) 子どもの権利を守る国連 NGO・DCI 日本支部編：子ども期の回復—子どもの“ことば”をうばわない関係を求めて、花伝社(東京, 1999)。
 - 15) 国連・子どもの権利委員会から日本政府『報告書』審査の「最終所見」, 『子どものしあわせ』前掲書, pp. 90-96, 草土文化(東京, 1998)。
 - 16) 正木健雄：「子どもの権利条約」は「子どもの世紀」へのプレゼント①—カープ議長が来日されて、『保健室』誌, No. 81, pp. 58-61 (1999)。
 - 17) 正木健雄：「子どもの権利条約」は「子どもの世紀」へのプレゼント②—国連でのていねいな審査, 『保健室』誌, No. 82, pp. 64-67 (1999)。
 - 18) 正木健雄：「子どもの権利条約」は「子どもの世紀」へのプレゼント③—歩も引かない条約の実施, 『保健室』誌, No. 83, pp. 70-73 (1999)。
 - 19) 正木健雄：「子どもの権利条約」は「子どもの世紀」へのプレゼント④—子どもに「差別」をしないで！ 子どもの「最善の利益」を考えて！, 『保健室』誌, No. 84, pp. 64-67 (1999)。
 - 20) 正木健雄：「子どもの権利条約」は「子どもの世紀」へのプレゼント⑤—日本の子どもの問題を国際的な常識で考えてみる, 『保健室』誌, No. 85, pp. 68-71 (2000)。
 - 21) 正木健雄：「子どもの権利条約」は「子どもの世紀」へのプレゼント⑥—包括的な行動計画をつくり子どもを権利の主体に育てる, 『保健室』誌, No. 86, pp. 66-71 (2000)。
 - 22) 座談会「21世紀=子どもの世紀へ—「子どもの権利条約」第一ステージの総括と第二ステージへの展望」, 『子どものしあわせ』前掲書, pp. 98-106 (1998)。
 - 23) 同上座談会, pp. 100-101。
 - 24) マーク・ベルシー：〈Bonding & Attachmentこそ〉子どもの権利条約：子ども・若者の健康・発達のための政策と行動計画の手段 (The Convention on the Rights of the Child: A Tool for Action for Policy and Programmes for the Health and Development of Children and Adolescents), 子どものからだと心・連絡会議編集：子どものからだと心・ブックレット1『子育てに世界の知恵を!!』, pp. 3-25 (1997)。
 - 25) 水野真佐夫：マーク・ベルシー先生とともに, 『子どものしあわせ』「子どもの権利条約 PART 4」, pp. 110-111 (1997)。
 - 26) 小川貴志子(まとめ)：ベルシー博士を囲んで—国連への『統一報告書』「健康領域」第三回拡大起草委員会報告, 『子どものしあわせ』「子どもの権利条約 PART 4」, pp. 105-109 (1997)。
 - 27) 子どものからだと心・連絡会議編：子どものからだと心白書'96 (1996)。
 - 28) 「資料 児童の権利条約・日本に対する懸念・勧

- 告」『子どものしあわせ』「子どもの権利条約 PART 5」, p.93 (1998).
- 29) 子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会編: 国連子どもの権利委員会による日本政府初回報告審査=基本資料集(第2版)=(東京, 1998.9.6). (この第2版では正式文書が掲載されている)
- 30) 子どもの権利を守る国連 NGO DCI 日本支部編: 子ども期の回復—子どもの“ことば”をうばわない関係を求めて, p.38, 花伝社(東京, 1999).
- 31) 前掲書, pp.320-321 (1999).
- 32) 子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編: 子どもの権利条約のこれから, p.280, エイデル研究所(東京, 1999).
- 33) 子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編: 前掲書 p.207 (1999)において, 22項で“disorder”となっており, また子どもの権利を守る国連 NOG DCI 日本支部編: 前掲書, p.276 (1999)において22項で“disorder”とあるのは, 国連・子どもの権利委員会から発表されたドラフトによる. その後正式文書では“disorders”と訂正されている. この確認のために, 本学社会科学研究室助手・杉本記久恵氏の協力を得た. 後者の文献では, 仮訳から後退し, これを「発達障害」にしてしまっている.(傍点筆者)
- 34) この図1は, Japan Children Physical and Mental Health Network: 『Annual Report of Children Physical and Mental Health in 1996』 p.80のものである.
- 35) 福田邦三: 体位血圧反射法, (学術研究会議疲労研究班; 『疲労判定法』, 厚生科学叢書第5輯, pp.14-16, 創元社(東京, 1947)).
- 36) 猪飼道夫, 古畑 宏, 山川純子: 体位血圧反射の年齢に伴う変化, 民族衛生, 22(5, 6), pp.141-147 (1956).
- 37) 神奈川県教育委員会: 神奈川の子どもの豊かな明日のために—子どものからだに関する実態調査報告書, (1982) (正木健雄, 圓 吉夫, 山田良樹, 阿部茂明: 神奈川の子どものからだ, 日本体育大学体育研究所所報, 第8号, pp.35-66 (1985)に所収)
- 38) 正木健雄, 小川貴志子: わが国青少年の血圧調節機能に関する研究—その1 活動及び皮質機能との関連について, 日本学校保健学会第31回大会抄録集, p.233 (1984).
- 39) 正木健雄: 青少年における血圧調節機能の実態及び対策に関する実験的研究(昭和60年度文部省科学研究費補助金・一般研究C, 研究課題番号: 59580089) (この結果は, 日本体育学会第36回大会〈1985.10〉専門分科会合同シンポジウムにおいて「防衛体力の測定評価に関する一つの調査結果—人間進歩の方向を目指す立場から—」として報告した. また日本学校保健学会第36回大会〈1987.10〉要望課題「防衛体力検査法の開発に関する研究」として報告した.)
- 40) 藤岩秀樹, 正木健雄: 中学生の血圧調節機能に関する研究—体位血圧反射法によって—, 発育発達研究, 第25号, pp.13-19, 日本体育学会発育発達専門分科会(1997).
- 41) 藤岩秀樹, 正木健雄: 幼児における血圧調節機能の現状, 発育発達研究, 第26号, pp.74-79, 日本体育学会発育発達専門分科会(1998).
- 42) 正木健雄: 現代化の中での子どものからだと心の変化—「日・中子どものからだ共同学術調査」報告一, 日中教育研究交流会議『研究年報』第11号, pp.38-43 (2000).
- 43) 日本子ども・青年のからだの調査—「子どものからだ」アンケート報告書, 日本体育大学体育研究所所報第5号, pp.185-221 (1981).
- 44) 日本子ども・青年のからだの調査—「乳幼児のからだ」アンケート報告書, 日本体育大学体育研究所所報第6号, pp.1-24 (1981).
- 45) 日本体育大学 学校体育研究室: 「子どものからだの調査2000」結果報告(2000) (正木健雄: 「子どものからだの調査2000」, 日本子どもを守る会編: 『子ども白書2000年版』, pp.132-135 (2000)で解説している)
- 46) 日本弁護士連合会: 『子どもの権利マニュアル—改訂版 子どもの人権救済の手引き』, p.158, こうち書房(東京, 1995). (ここで文部省の「答申」というのは, 文部省が出した「答申」ではなく, 文部省に設置された研究協力者会議からの「報告」である. 文献47, p.96).
- 47) 子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会編: “豊かな国” 日本社会における子ども期の喪失, p.95-104, 花伝社(東京, 1997).
- 48) 子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編: 子どもの権利条約 日本の課題95, pp.207-208, (株)労働教育センター(東京, 1998).
- 49) この資料は, 子どもの人権連国際小委員会主査・平野裕二氏ならびに山梨学院大学・荒牧重人氏, さらに反差別国際運動日本委員会事務局から提供を受けた.
- 50) 日本弁護士連合会: 『子どもの権利条約の日本における実施状況に関する報告書』, pp.92-94 (1997).
- 51) NHK スペシャル「子どもたちの危機①不登校13万人」心の苦しみにどう向きあうか解決への道(2000.11.11.).
- 52) 子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編: 前掲書, p.210 (1999).
- 53) 静岡県: さあ, はじめよう人づくり, pp.229-231, 静岡新聞社(静岡, 2000). (筆者は, この本の第2章「子どものしつけのために」を執筆し, 「この問題」についての取り組みを考察している.)